

11月は「児童虐待防止推進月間」

増え続ける子どもへの虐待に対して、市では「児童の生命及び安全の確保を最優先にする」ことを基本に、虐待の防止と早期発見・早期対応による深刻化の防止に取り組んでいます。

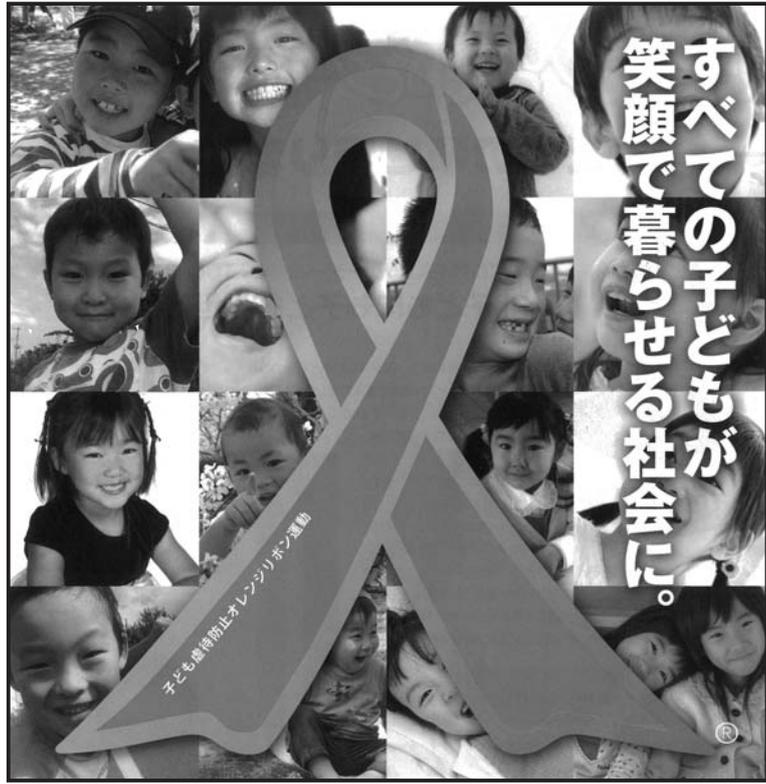
「児童虐待」という言葉をニュースや新聞で見たり聞いたりすると、特別な事件に見えるかもしれませんが

が、虐待は皆さんの身近で起こっている行為です。

ここ数年、虐待による死亡事例は全国で年間50件を超えており、週に一人が犠牲になる計算です。

また、死亡に至らなくても体や心に傷を負っている子どもたち、助けを求められない子どもたちがとてもたくさんいます。

すべての子どもが笑顔で暮らせる社会に。



年間相談件数の約8割が虐待相談

児童虐待は深刻な社会問題で、その相談件数は年々増加の一途をたどっています。市への児童家庭相談件数の約8割が児童虐待相談となっています。

児童福祉課では、児童虐待を防止するため、社会福祉課、健康増進課、民生委員、主任児童委員や学校、医療機関、児童相談所、警察などの関係機関と下野市要保護児童対策地域協議会を組織し、連携して対応しています（P17図参照）。

また、児童虐待の早期発見や早期対応、虐待を受けた児童の保護などに適切に対応できるよう、児童虐待防止のための通告についてPRしています。

さらに、虐待を受けている疑いのある子どもを発見した方からの通報や、自分の行っていることは虐待ではないかと悩んでいる保護者などからの相談を家庭相談員や保健師が受け付けています。

なお、相談者や家庭の秘密は法律に基づいて守られます。

ます。

また、育児ストレスが児童虐待の大きな要因の一つとされていることから、健康増進課では母子健康手帳交付時にすべての妊婦を保健師が面接し、産後の不安に関してご相談を受けています。

妊娠中から継続してご相談いただくことにより、安心して出産や育児を行えるよう支援しています。

こんにちは赤ちゃん訪問

さらに、出産後の育児不安や孤立化を防ぐため、生後4か月までの乳児全戸訪問（こんにちは赤ちゃん事業）を行い、支援が必要な家庭を把握、必要な場合には、児童福祉課で行っている養育支援訪問の利用を勧めるなど、育児ストレスの軽減に努めています。

そのほか、家庭相談員と保健師が市内の保育園や幼稚園、学校、学童保育室、児童館などに出向き、虐待の防止と早期発見、早期対応に努めています。

虐待かな？と思ったら

「もしかして、虐待？」と思つたら、ためらわずにお知らせください。相談者の秘密は守ります。

児童福祉課 ☎(52)11114
受付時間/月～金・午前8時30分～午後5時15分

栃木県南児童相談所 ☎0282(24)6121
受付時間/月～金・午前8時30分～午後5時15分

児童虐待緊急ダイヤル ☎028(665)3677
受付時間/月～金・午後5時15分～午前8時30分
土・日曜日、祝日、年末年始・24時間

児童相談所全国共通ダイヤル ☎0570-064-000
受付時間/年中無休・24時間

子育ての相談

子育ての悩みなどがあれば、どんなことでもかまいません。お気軽にご相談ください。健康増進課(母子保健グループ) ☎(52)11116

児童福祉課 ☎(52)11114
子育て支援センターつくし ☎(43)12333
子育て支援センターゆりかご ☎(48)5530